

《5》「文化芸術振興」、「文化芸術創造都市」、そしてその先へ

1 文化芸術施策の法的根拠(注1)

経済的、物質的な豊かさを追い求めた高度経済成長期を経て、文化的、精神的な豊かさを求める時代を迎えて久しいが、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである(注2)。

しかし近年は、「福祉か、文化か」という択一的な議論などが新聞紙上を賑わす(注3)など、文化芸術を公共施策の中で優先度、緊急度の低いものと位置付けるような風潮がある。

そこで第1章では、平成13年に制定された文化芸術振興基本法及びこれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的

な方針」によって、文化芸術は公共施策として法的に明確な位置付けが与えられていることを、歴史的経緯を含めて確認したい。

①近代法以降の枠組み

開国後の近代国家建設期は欧化主義的視点からの文化芸術施策が採られていた時代でもあったが、一般市民の文化芸術へのアクセスについては、大日本帝国憲法において、言論、著作の自由など、文化に関する一定の権利規定はあるものの、「法律の範囲内に於いて」という留保がされ、かつ、国家権力により容易に統制可能なものとして捉えられていた(注4)。

その後、二度にわたる世界的な国家間の武力衝突を経て、1948年の「世界人権宣言」では文化に関する権利が明示され(注5)、日本においても、憲法において「表現の自由」を確保するという、

自由権的文化権が規定された(注6)。

個別法レベルにおいては、文化芸術は地方教育行政法、社会教育法、博物館法などの教育法体系の中において「学び、育てる」ものとして捉えられ、昭和25年の文化財保護法制定、昭和43年の文化庁創設など、国としての文化芸術施策の必要性は認めつつも、その中心は文化財保護という時代が長らく続いた。

②文化芸術振興基本法の制定

その後、高度経済成長期を経て、モノに対する豊かさが満たされた、すなわち「心の豊かさを求める」時代が到来し、平成8年、当時の総務庁行政監察局より芸術文化の振興に関する法整備の必要性等の勧告がなされたこともあり、平成13年、議員立法により、文化芸術振興基本法(以下「基本法」という。)が制定された。

基本法の最大の特徴は、文

化芸術を創造する「自由権」と文化芸術を享受する「社会権」を法律レベルで具体化したことであろう(注7)。

基本法には、文化芸術の創造・享受に関する権利を含む8つの基本理念に基づいて、国、地方公共団体の責務が規定され(注8)、基本法第7条第1項においては、国の責務の具体的内容として、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めることが規定されている。平成14年12月に第1次の、平成19年2月に第2次の基本方針が定められたが、文化庁予算額が、平成12年度以降、国の一般会計全体が大幅に縮減(対前年▲3%の減)した平成18年度を除き、一貫して増額傾向にあることから、少なくとも国レベルにおいては、基本法は文化芸術施策の法的根拠として確立したと考えられるよう。

執筆

小島 寿也

市民活力推進局
文化振興課担当係長

(注1)

本章の執筆に際して、「文化政策学 法・経済・マネジメント」(後藤和子編、平成十三年、有斐閣)を参考とした。

(注2)

文化芸術振興基本法(平成十三年十二月、法律第一四八号)前文より

(注3)

国内屈指のオペラハウスである滋賀県立芸術劇場「びわ湖ホール」を巡る一連の報道の中で、評論家の山崎正和氏は「福祉か文化か、という二者択一を迫った今回の騒動が、他の公共ホール運営に及ぼす悪影響が心配」と述べている(平成二十年四月三日付読売新聞文化面)。

(注4) 大日本帝国憲法

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス 第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

(注5) 世界人権宣言

第二十七条

一 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学

2 地方公共団体の政策としての文化芸術振興

① 地方公共団体における「文化行政」の隆興（注9）

第二次大戦後の地方公共団体に於ける文化芸術施策は、文部省（当時）の所管する個別法により教育委員会が執行することによって、行政権から一定の距離が置かれていた。

これに対して、昭和47年8月、大阪府に設置された「大阪文化振興研究会」を契機として、昭和48年に大阪府の知事部局に文化振興室が設けられ、これを端緒として、関西の府県を中心に文化行政を教育委員会から首長部局へと移行する動きが現れ始めた。

これらの部局が首長部局に置かれたのは、教育委員会の所管となる社会教育行政の範疇を超えて首長部局が独自に文化に取り組むことで、「地方の時代」を具現化しようとするものであった（注10）。

またこれらの部局が、単に文化芸術の振興や、文化活動へのニーズに応えるための施設整備など「文化行政」を担うだけでなく、これらの施策を担う行政そのものについて、「縦割り」「前例踏襲」といったありようを変える「行政の文化化」を担う総合調整

の役割を果たすことが期待されたことも、首長部局に置かれた理由と考えられる。

その後、昭和50年代後半には「文化のための1%システム」など、多様な文化施策が展開されるようになったが、一方で「行政の文化化」の理念は薄れ、「文化行政」、しかも住民のニーズが高く成果が目に見える、美術館、公共文化ホールなどの文化施設の整備が主となった。

② 横浜市における文化芸術行政の歩み

i 戦後から昭和60年代へ

横浜市においても、戦後しばらくの間、文化芸術行政を所管する部局は教育委員会であり、社会教育事業として、現在でも続く「横浜美術協会」「横浜交響楽団」「横浜華道協会」「横浜能楽連盟」「横浜書作協会」「アマチュア演劇連盟」「横浜音楽協会」など、市民自らが行う、文化的欲求を実現する取り組みを支援したほか、昭和49年に開館した教育文化センターを拠点として「招待国際ピアノ演奏会」「今日の作家展」などの普及事業を展開していた。

その後、全国的な「文化行政」の展開に合わせて、昭和54年、企画調整局（当時）への文化

問題等担当副主幹（課長級）配置、昭和56年の文化行政担当主幹（部長級）配置を経て、昭和57年、市民局（当時）に市民文化室が設置された。

当時の文化芸術行政の理念を「よこはま21世紀プラン」（昭和56年12月）から読み取ると、「第1章 心豊かな市民」「第2節 豊かな市民文化の創造」において、「市民生活の重点が経済的側面から生活全般の質的向上、特に文化的側面の重視へと移行している」（動向と課題）ことから、「芸術文化とのふれあいの場を整備し、精神的に充実した市民生活の実現をめざす」（長期目標）という記述がある。施策においても「場の整備」として、市民文化会館内ホール（昭和61年度開館）、横浜美術館（平成元年度開館）、旭区民文化センター（平成2年度開館）などの整備が進められていた。

ii 平成初期

市民文化室は平成3年に市民文化部へと改組され、その後、平成4年に文化事業実施に関する業務が、平成5年に市民ギャラリーに関する業務が、それぞれ教育委員会から移管された。

また、平成3年7月には、

文化施設の運営等を担う財団法人横浜市文化振興財団（当時）が設立され、その後「横浜ジャズプロムナード」「フランス映画祭」などの実施主体となり、横浜市独自の文化事業が展開された。

その後平成9年3月に提言された「横浜芸術文化マスタープラン」では、「緊急的・優先的課題と解決の方向」として「市民が芸術文化に親しむために、今、何をすべきか、何ができるか」（具体的に「市民による芸術文化創作活動への支援」「芸術文化の鑑賞への支援」が掲げられている）、「芸術家が活動しやすい街にするために、今、何をすべきか、何ができるか」（具体的に「芸術家への支援の取組」「芸術家にとって魅力ある活動拠点を」が掲げられている）、「芸術文化を支える継続的な仕組みを」「横浜芸術文化フェスティバルの2001年開催を」といった4項目の提言がされている。

提言は、単に芸術文化に親しむだけでなく、それを支えるアーティストへの支援に踏み込んだことで、文化芸術行政の新たな展開を示したものと評価でき、この時期において「市民文化」から「文化芸術振興」へと施策が展開して

の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

二 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

（注6） 日本国憲法 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

（注7）

基本法第二条（基本理念） 第三項では「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができよう環境の整備が図られなければならない」と規定している。

（注8）

基本法第三条には国の責務として文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定、実施することが、第四条では地方公共団体の責務として国と連携し地域特性に応じた施策を策定、実施することが規定されている。

（注9）

本章の執筆に際して、『新市民時代の文化行政 文化・自治体・芸術・論』（中川幾郎、平成七年、公人の友社）『文化行政とまちづくり』（田村明・森啓編、時事通信社）を参考とした。

（注10）

昭和五十四年十一月に全国文化行政連絡会議、神奈川県ほかの主催で開催された全国文化行政シンポジウムの「自治と文化―地方の時代をめざして」というテーマから読み取ることができ。

いった状況を見て取ることが
できる。

この提言を踏まえた「ゆめ
はま2010プラン」5か年
計画（平成9年5月）におけ
る「世界に開かれた芸術文化
都市づくり」という言葉から
は、文化芸術を都市の魅力の
一つとして捉えようとする意
欲が感じられるが、肝心のプ
ランの内容については「横浜
国際芸術劇場やアートセン
ターの構想の検討」など、「場
の整備」の範疇に止まってい
るとの見方もできよう。

3 文化芸術施策の新たな展開 文化芸術の「創造性」を 活かした都市施策

①都市再生ツールとしての文化芸術
文化芸術は、人々に感動を
与え、新たな価値を創造する
という意味で、最も鮮やかに
創造性が発露される分野であ
る。この「創造性」を拠り所
として、都市の抱える多様な
課題に対してダイナミックな
解決の方向性を見出そうとす
る概念として「創造都市」が
提唱され、本市においても、
都心部活性化に向けて、文化
芸術施策をまちづくり施策、
産業振興施策と一体的に展開
する都市再生ビジョン「文化
芸術創造都市」が提言された

（注11）。

「創造都市」と従来の文化芸
術行政との大きな違いは、文
化芸術を施策の最終目標とし
てのみ位置付けず、都市再生
という施策目標に至る手段と
して位置付けたこと、そのた
めの具体的施策も、「場の整
備」のみでなく既存施設、従
来は文化的活用を想定してい
なかつた歴史的建造物などに
おけるソフト施策に着目した
ことが挙げられる。

この提言を受けて文化芸術
行政は新たな展開を図ること
となり、平成16年、文化芸術
都市創造事業本部（第1期事
業本部）が設置され、他稿に
詳説されるとおり、多様な創
造都市施策を推進するととも
に、平成18年3月、基本法に
おける国の基本方針に該当す
る本市の文化芸術方針として
「横浜市の文化芸術政策に関
する中期の方針」（以下「中期
的方針」という。）をとりま
めた（注12）。

平成18年4月、第1期事業
本部を構成する文化政策課、
創造都市推進課は、「文化芸術
の創造性を都心部活性化に活
用する」創造都市推進課、「市
民の身近な地域での文化芸術
活動を支援する」文化振興課
として、それぞれ開港150
周年・創造都市事業本部（第

2期事業本部）、市民活力推進
局に設置された。

②地域における文化芸術施策の展開
局再編成によって文化振興
課は、中期の方針における「文
化芸術における市民との協働
の推進」「創造性を育む機会の
創出」を担う組織として活動
を始めた。

平成18年6月に策定された
横浜市の基本構想（長期ビ
ジョン）では、横浜のめざす
べき都市像として「市民力と
創造力により新しい『横浜ら
しさ』を生み出す都市」が掲
げられ、市民の活力と知恵の
結集である「市民力」と、地
域の魅力と創造性の発揮であ
る「創造力」が、この都市像
の推進力とされている。そこ
で、同年12月の横浜市中期計
画においては、「次世代を担う
子どもたちの市民力、創造力
育成」「地域特性を生かした文
化芸術によるまちづくり」と
いう重点事業に取り組みこと
とした。

i 次世代を担う子どもたちの
市民力、創造力育成
市民の文化力の向上のため
に、柔軟な感性を持つ子ども
たちに文化芸術に親しむ機会
を提供することは、大きな効
果をもたらす。そこで、横浜

の次世代を担う子どもたちの
創造性を育むため、子どもた
ちがアーティストとともに芸
術文化活動を学校で直接体験
する機会を提供することに
よって、人間関係を築くため
のスキルや自分の気持ちを支
える力を養っていく「芸術文
化教育プログラム」を、平成
16年度より試行実施し、平成
18年度からは中期計画重点事
業として本格的に展開してい
る。

プログラムの例としては、
木炭を用いた子どもたち同士
の似顔絵作品づくり、友達と
協力しながら表現するコンテ
ンポラリーダンス、日本の伝
統楽器「箏」の演奏など、主
に体験することを重視したプ
ログラム編成を心がけている
（写真1）。参加した子どもた
ちからも、実際に活躍してい
るアーティストから直接指導
を受けるといふ日頃できない
体験がよい思い出となった、
などの感想が寄せられてお
り、概ね好評である。

ii 地域特性を活かした文化芸
術によるまちづくり
文化芸術の発想の自由さ、
獨創性、世代を超えた共通性
などの特徴を、地域的な課題
を解決する手段として用いる
「文化芸術の創造性を活かし

（注11）

「文化芸術創造都市―クリエイティブ
シティ・ヨコハマの形成に向けた提言」
（平成十六年一月、文化芸術・観光振
興による都心部活性化検討委員会）

（注12）

中期の方針においては、次の5つの
基本方針が述べられている。

- 「1 創造の場と機会を充実し、都市
としての個性を創出し、世界に発信
します」
- 「2 魅力ある都市空間の形成と創造
的産業の集積を図り、都市の活力を
高めます」
- 「3 文化芸術における市民との協働
を推進し、新たな地域社会を形成し
ます」
- 「4 創造の担い手づくりに投資します」
- 「5 魅力ある地域資源等を活かした
文化基盤を整備します」



写真1 芸術文化教育プログラム推進事業

た地域づくり事業」を、平成18年度より文化振興課、財団法人横浜市芸術文化振興財団、各区役所との協働によって推進している。

この事業は、「音楽を用いた多文化交流」「福祉施設でのコンサート」「商店街の魅力再発見」など、文化芸術を社会的共生（「ソーシャル・インクルージョン」）、世代間交流、地域商業振興などの課題を解決する手法として活用するものである（表1、写真2）。

iii 市民、NPO等による文化芸術活動の支援

さらに平成20年度からは、市民、NPO等が自ら主体的に取り組む地域アート活動に対する支援策として、「横浜アートサイト連携事業」に取り組んでいる。

地域の歴史や自然、街並みなどの豊かな地域資源を活用して市民、NPO等が展開するアート活動を「アートサイト」と名付け、横浜トリエンナーレ2008の開催年にタミングを合わせ、これらのアートサイトを一体的にプロモーションすることで、様々な地域の魅力を市内外に発信するものである。

既に10年間の実績をもつ金沢区、緑区のアートサイトに

加え、今年度新たに青葉区、栄区でアートサイトを立ち上げているが、これを契機に、それぞれの地域においても、住民が自らの街の魅力を再認識することが期待される。また、新たなアートサイトが市内各地にさらに誕生することで、横浜の「住みたくなるまち」「暮らしたくなるまち」という都市のブランド、価値がさらに高まることを期待される。そういったことが「文化芸術創造都市」を市民が身近に感じるにつなると考えられる。

4 都市政策から社会政策へ 文化芸術と福祉、環境、教育：

このように本市における文化芸術施策は、第二次大戦後の団体支援、昭和50年代から平成初期にかけての施設整備を経て、近年の「中期の方針」等に基づく創造都市施策へとつながってきた。

そして今、文化芸術の創造性を活かして、「まちづくり」「産業振興」といった、これまでの都市再生的な課題だけでなく、福祉、環境、教育など、地域における多様な課題の解決への取組を行っているが、これらは従来の「創造都市」が

意味する、「文化芸術の創造性による都市再生」という枠を超えた新たな展開であろう。

創造都市施策を所管する「創造都市推進課」、地域文化振興施策を所管する「文化振興課」の役割分担についても、文化芸術の創造性を多岐にわたる分野にオーバラップしながら活用していることを考えると、何らかの再編が必要となるだろう。

一方、これらの取組の担い手についても、同時代の芸術表現を志向する美術作家、音楽家、コンテンツポラリーターなど、何年も前から自らの表現のフィールドとして「まち」を選び始めており、地域において課題を抱える市民が、これらの「まちに出たアート」と出会い、アートプロジェクトとして結び付いている事例も多く見られる（注13）ことから、文化芸術の創造性を活かす主体としては、行政だけでなく、市民、NPO等の果たす役割がますます重要となるだろう。

もちろん今後も、市民が文化芸術を創造し、享受することは文化芸術施策の重要な要素であるが、その創造性を多様な課題解決に活かす「社会的活用」は、その効用が広く社会全般に及ぼされるという

意味で、厳しい経済情勢下においても行政が文化芸術施策を展開する意味を与える。言い換えると、文化芸術施策は社会全般にわたって文化芸術の創造性を展開するものではないか。

既に文化芸術行政の現場で展開される、「創造都市」の先に位置するものは、講学上どのように整理されるのだろうか。我々は、数十年の歴史を遡った「行政の文化化」に市民、NPO等を交えた、新たな概念により展開されることを予感している。



写真2 地域づくり事業

（注13）
『社会とアートのえんむすび1996—2000 つなぎ手たちの実践』（ドキュメント2000プロジェクト実行委員会発行）などを参照。

表1 文化芸術の創造性を活かした地域づくり事業 平成19年度実施事業

区	プログラム	内容
鶴見区	横浜コミュニティ・ミュージックプロジェクト	音楽を使っているワークショップやコンサートによる外国籍住民とのコミュニティづくり
中区	第2回横浜山手芸術祭	山手地区の地域資源を活用した文化事業による地域連携
南区	街角コンサート	区民による自主的な企画を通じ、商店街の活性化と地域資源の発信を目指す
保土ヶ谷区	青少年地域活動拠点との連携プログラム	建物の内装を、地域の子どもたちがデザインし、施工する。作業を通じ、多世代の交流を促進
旭区	ほっと・たつはな亭	生活支援拠点内でのコンサート等を通じた施設利用者・支援者と地域住民との交流事業
磯子区	御輿づくり	御輿づくりと様々な機会での活用を通じた地域の世代間交流事業
金沢区	愛&あいふれあいコンサート	生活支援拠点内でのコンサート等を通じた施設利用者・支援者と地域住民との交流事業
港北区	サロンコンサート	身近な会場でのサロンコンサートシリーズ。（「クラシック・ヨコハマ」事業）
緑区	からだスッキリムーブメントワークショップ	ダンスカンパニーのメンバーによる子育て支援拠点を利用した親子向け講座。
戸塚区	アートお届け隊サポート塾'07「実践編」	サポート塾修了生による小学校、福祉施設内でのコミュニティ・プログラムの実施
瀬谷区	瀬谷区北口放置自転車対策（調査・企画）	アーティストのアイデアによる啓発活動
	商店街ツアー	アーティストによる商店街の隠れた魅力を発見